

北九州市老朽空き家等除却促進事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、北九州市老朽空き家等除却促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 要綱第4条第1項第3号に規定する解体事業者等とは、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者（建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第3条第2項の規定により解体工事業に係る建設業法第3条第1項の許可を受けた者とみなされる者を含む。）又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定により解体工事業の登録を受けた者とする。

2 その他本要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(補助事業の対象)

第3条 要綱第3条の2第2号に規定する要領で定める要件は、次のいずれかに該当する老朽空き家等であることとする。

(1) 別表第1に定める不動産流通における成約可能性判定表において①～⑤の何れかに該当がある、又は、⑥～⑯に2項目以上の該当があり、かつ、別表第2に定める補助対象建築物判定表に基づく評点の合計が50点以上であること。

(2) 別表第2に定める補助対象建築物判定表に基づく評点の合計が100点以上であり、倒壊等のおそれが切迫していると市長が認めるものであること。

(補助対象となる基準額)

第4条 要綱第4条第2項第2号に規定する基準額とは、延べ面積に面積基準単価を乗じた額とする。

2 前項の延べ面積は、原則として固定資産課税台帳記載事項証明書に記載のある床面積の合計とし、平方メートルを単位として定め、小数点以下を切り捨てる。

3 第1項の面積基準単価は、1平方メートルあたり15,000円とする。

ただし、除却に必要な車両等の進入が困難で機械による解体ができないと認められる場合は、1平方メートルあたり24,000円とする。

4 前項の面積基準単価は、必要に応じて見直すこととする。

(判定依頼)

第5条 要綱第5条第1項に基づき、判定依頼をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 位置図

(2) 現況写真

(3) 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書、若しくは、登記事項証明書又は固定資産課税台帳記載事項証明書（土地・家屋用）で建築年の記載された

もの（ただし、空き家の敷地が借地の場合は家屋のみ。）

(4) 借地契約書、若しくは、借地契約書に類するもの（空き家の敷地が借地の場合に限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の申請)

第6条 要綱第6条に規定する補助金の交付申請において添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 老朽空き家等の位置図（付近見取り図）

(2) 老朽空き家等の配置図、車両進入道路から当該敷地までの道路の概要（方位、道路の幅員、敷地形状、建築物・樹木・門・塀等の位置が記載されたもの）

(3) 固定資産課税台帳記載事項証明書（土地・家屋用）で建築年の記載されたもの

(4) 補助事業に要する経費が確認できる見積書の写し

(5) 見積相手方の解体事業者等が第2条第1項の許可等を有していることを証する書類の写し

(6) 現況写真（建築物の全景写真及び第3条で定める要件に該当することが確認できる写真）

(7) 納税証明書（市税の滞納がないことの証明で、申請日から3ヶ月以内に発行されたもの）

(8) 戸籍謄本（補助金交付申請者が老朽空き家等の所有者の法定相続人であることの確認が必要な場合に限る）

(9) 補助金交付申請同意書（様式第14号。要綱第2条第3号ウ、エに定める所有者等の場合に限る。）

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業の変更)

第7条 要綱第7条1項に規定する補助事業の変更申請に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 前条に規定する書類のうち変更となるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 要綱第7条1項に規定する軽微なものとは、補助金の額に変更が生じないものとする。

3 前項の軽微な変更が生じる場合は、すみやかに軽微な変更届（様式第15号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 前条に規定する書類のうち変更となるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(完了報告)

第8条 要綱第8条に規定する完了報告に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 老朽空き家等の除却前、除却後の写真及び第4条第3項ただし書に該当する場合は除却中の写真
- (2) 収支計算書（様式第16号）
- (3) 解体事業者等に請け負わせたこと及び除却に要した額を確認できる書類（解体事業者等の発行する請求書、領収書等）の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第9条 要綱第10条第1項に規定する補助金の請求に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 補助事業に要した経費を解体事業者等へ支払ったことが確認できる書類（領収書等）の写し
- (2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（申請の受付期間）

第10条 補助金の交付申請の受付は、予算の範囲内において、年間を通して行うものとする。

（代理受領）

第11条 代理受領により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第8条第1項第3号に規定する書類として、解体事業者等が発行する補助金の額を明示した補助事業に要した経費の請求書の写しを添付しなければならない。

2 解体事業者等が補助金の請求を行う場合は、代理受領に係る補助金請求書（様式第17号）に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 代理受領に係る委任状（様式第18号）
- (2) 補助事業に要した経費から補助金の額を差し引いた額の領収書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、代理受領に係る補助金請求書に基づき、当該請求に係る補助金を代理受領者に交付するものとする。

4 補助金事業者及び解体事業者等は、代理受領に係る関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（様式）

第12条 要綱に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要 綱	名 称	別 記 様 式
第5条第1項	判定依頼申出書	様式第1号
第6条第1項	補助金交付申請書	様式第2号
第6条第3項	補助金交付決定通知書	様式第3号
第6条第5項	補助金不交付決定通知書	様式第4号
第7条第1項	補助金交付変更申請書	様式第5号
第7条第2項	補助金交付変更決定通知書	様式第6号

第8条	除却完了報告書	様式第7号
第9条	補助金額確定通知書	様式第8号
第10条第1項	補助金請求書	様式第9号
第11条第3項	補助金交付決定取消通知書	様式第10号
第11条第3項	補助金交付決定一部取消通知書	様式第10号の2
第12条第1項	補助金交付申請取下げ書	様式第11号
第13条第3項	補助金申請等事務代行届	様式第12号
第14条第2項	補助金返還命令書	様式第13号

2 本要領に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要 領	名 称	別 記 様 式
第6条第1項第9号	補助金交付申請同意書	様式第14号
第7条第3項	軽微な変更届	様式第15号
第8条第1項第2号	収支計算書	様式第16号
第11条第2項	代理受領に係る補助金請求書	様式第17号
第11条第2項第1号	代理受領に係る委任状	様式第18号

付 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年5月7日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

不動産流通における成約可能性判定表

(A) 物件 状況	<input type="checkbox"/>	① 樹木・雑草等の繁茂等により敷地内への立ち入りができない(現況の確認不可)
	<input type="checkbox"/>	② 敷地内に土壌汚染や地下埋設物がある、あるいは予見される
	<input type="checkbox"/>	③ 敷地内に地盤沈下が視認できる
	<input type="checkbox"/>	④ 他殺、自死、事故死、その他原因が明らかでない死亡が発生した事実がある
(B) 法令 ・ 近隣 関係 状況 等	<input type="checkbox"/>	⑤ 接道がない等により再建築できない敷地である
	<input type="checkbox"/>	⑥ 市街化調整区域である。
	<input type="checkbox"/>	⑦ 前面通路の幅員が3m未満である。
	<input type="checkbox"/>	⑧ 敷地の形状が旗竿地である。
	<input type="checkbox"/>	⑨ かけ(地盤面が水平面に対し30度を超える傾斜度をなす土地で高さ3m超)に近接する敷地である
	<input type="checkbox"/>	⑩ 売買等にあたって近隣住民の協力が見込めない(越境問題、境界不同意など)
	<input type="checkbox"/>	⑪ 売買等にあたって所有者全員あるいは相続人全員の同意が得られない
	<input type="checkbox"/>	⑫ 地震、浸水、火災等により被害が発生した事実がある(被害内容:)
	<input type="checkbox"/>	⑬ アスベスト(石綿)が使用されている、あるいは予見される
	<input type="checkbox"/>	⑭ 敷地内に駐車場が無い、あるいは新たに造作できない
	<input type="checkbox"/>	⑮ 借地である
	<input type="checkbox"/>	⑯ その他、成約に支障がある特別な事情()

補助対象建築物判定表

所在地	門・北・南 若・戸・東・西
現地調査日	令和 年 月 日 ()
調査員	
備考・所見	

項目		低	中	高	評点
建築物等	① 構造体 <input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 土台 <input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 梁	25点 破損・腐朽等している <input type="checkbox"/> 基礎の複数個所に構造的なひび割れがある(0.5mm程度以上) <input type="checkbox"/>	50点 構造材が欠損または複数個所が破損・腐朽等している <input type="checkbox"/> 基礎の相当部分が破断・数か所破損している <input type="checkbox"/>	100点 概ね過半にわたり、破損・欠損・腐朽等している <input type="checkbox"/> 家屋が1/20を超え敷地外側へ傾斜している <input type="checkbox"/>	
	② 屋根	15点 剥落・ずれ・変形等がある <input type="checkbox"/>	25点 構造体・下地材が露出し、穴があいている <input type="checkbox"/> 波打っている <input type="checkbox"/>	50点 概ね過半にわたり、剥落・ずれ・波打ち・変形等がある <input type="checkbox"/> 概ね過半にわたり、構造材・下地材が露出し、穴があいている <input type="checkbox"/>	
	③ 外壁	15点 構造材・下地材が露出している(仕上げの剥離等除く) <input type="checkbox"/>	25点 複数個所、構造材・下地材が露出している <input type="checkbox"/> 構造体・下地材が露出し、穴があいている <input type="checkbox"/>	50点 概ね過半にわたり、構造材・下地材が露出し、破損している <input type="checkbox"/> 概ね過半にわたり、外壁が欠損している <input type="checkbox"/>	
	④ 屋外附帯設備 <input type="checkbox"/> 屋外階段 <input type="checkbox"/> バルコニー <input type="checkbox"/> その他 ()	15点 破損・脱落・腐食等している <input type="checkbox"/>	20点 複数個所が破損・脱落・腐食等している <input type="checkbox"/>	25点 概ね過半にわたり、破損・脱落・腐食等している <input type="checkbox"/> 転倒・落下等している <input type="checkbox"/>	
	⑤ 門・塀	5点 構造的なひび割れがある <input type="checkbox"/>	10点 グラつきや部材の落下がある <input type="checkbox"/>	15点 相当部分にグラつきや部材の落下がある <input type="checkbox"/> 1/20を超え敷地外側へ傾斜している <input type="checkbox"/>	
接道	⑥ 接道状況	15点 <input type="checkbox"/> 敷地に接する道路の幅員が2m未満である敷地 <input type="checkbox"/> 敷地に接する道路が階段状である敷地 <input type="checkbox"/> 道路に接する間口が2m未満である敷地 <input type="checkbox"/> その他これらに類するものとして市長が認める敷地			
①～⑥ 計 ㉠					
周囲への影響の程度 <input type="checkbox"/> 影響大 計㉡ ※(㉡/2) <input type="checkbox"/> 主要な道路(おおむね4車線で、幅員20m程度)に面している <input type="checkbox"/> 2車線道路だが上記と同程度の交通量のある道路に面している <input type="checkbox"/> 既に倒壊等し、周辺に大きな被害が出ており、なおその危険が継続している。 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める場合()				㉠+㉡	判定結果 <input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外
切迫性についての所見 <input type="checkbox"/> 有り					